

平成 29 年 7 月 1 日
株式会社福島銀行

預金口座への個人番号の付番に係る個人情報の利用目的の変更について

株式会社福島銀行(以下「当行」といいます。)は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行における個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座への付番が開始される平成 30 年1月1日からいたします。

※変更(追加)点は下線部をご覧ください。

記

○個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的

当行は、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- (1) 金融商品取引に関する法定書類作成事務
利子等の支払調書 特定口座年間取引報告書 非課税口座年間取引報告書 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書等
- (2) 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
- (3) 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
- (4) 信託取引に関する法定書類作成事務
- (5) 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- (6) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (7) 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- (8) 所得税法に基づく報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (9) 所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務
- (10) 預金口座付番に関する事務
- (11) 前各号に掲げるもののほか法令に基づく個人番号関連事務

以上